

常滑市立西浦南小学校いじめ防止基本方針

改訂日 R 8. 5. 11

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って判断する。

(2) 西浦南小学校におけるいじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、人として決して許されない行為である。しかし、どの児童も被害者にも加害者にもなり得ることから、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めなければならない。

本校は、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識のもと、「しない、させない、見逃さない」を基本として、全ての児童に関わる問題としていじめ防止等の対策に取り組む。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、学校、家庭、地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」に取り組む必要がある。

学校は児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めることが大切である。

(3) 西浦南小学校におけるいじめ防止のための基本方針

- ① 本校の教育目標である「仲よく」「がんばる」「元気な子」を具現化することが、いじめ防止につながる。全教職員の共通理解と協力による教育活動全体でいじめ防止を進める。
- ② 「未然防止」「早期発見」「早期対応」の一連の取組を、PDCAサイクルで年間を通して実施する。
- ③ いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織する。
- ④ いじめについては、ささいな兆候であっても「いじめではないか」との疑いをもち、積極的に認知し、早期から組織的に対応する。

- ⑤ 児童からの相談や訴えについては、「本人の訴え」を真摯に受け止め、いじめを隠したり軽視したりすることなく対応する。

(4) いじめの解消の判断

- ① いじめに係る行為が止んでいること（インターネット含む）。止んでいる期間は少なくとも「3か月」を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- ③ いじめが「解消している」状態に至った後も、再発の可能性があることを踏まえ、被害児童及び加害児童について継続的に見守りを行う。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の設置

「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置し、特定の教職員が抱え込むことなく、いじめに係る情報を速やかに組織へ報告し、学校全体で情報共有及び組織的対応を行う。校長、教頭、教務主任、校務主任、担任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。必要に応じて、スクールロイヤー等から法的助言を受け、迅速かつ適切に対応する。「いじめ・不登校・虐待対策委員会」が、いじめの相談・通報の窓口であることを児童及び保護者に周知する。

(2) 組織の役割

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・取組評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
- ・年度初めの職員会議で学校いじめ防止基本方針の周知を図り、教職員への共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

○認め合う学級づくり

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進

める。

○楽しく分かる授業づくり

- ・日々の授業を大切にし、全ての児童が参加し、自己の高まりを実感できる授業づくりに努める。
- ・児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

○道徳教育・人権教育の充実

- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・全学級で道徳の公開授業を実施し、保護者にも啓発を図る。
- ・人権週間において、人権に関する行事を開催し、人権意識の高揚を図る。（１２月）
- ・発達障害を含む障害のある児童、外国にルーツのある児童、性的指向・性自認に係る児童など、特に配慮を必要とする児童については、日常的に特性を踏まえた支援を行うとともに、周囲の児童への理解啓発を進める。

○情報モラル教育の推進

- ・児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方や問題点について、道徳科の授業を始め、学校だより等、各種通信やPTAの各種会合や保護者会等において、積極的に問題提起を行う。また、日頃から保護者と連携・協力し、双方で指導を行う。
- ・ネットモラルにかかわる学活や道徳科、総合的な学習の時間の授業、学校保健委員会での取り上げ等、児童への情報モラル教育を行う。

○児童会集会活動の充実

- ・児童会活動において、異学年交流である「なかよし活動」を通して、他を思いやる心の育成を図る。
- ・児童の主体的な活動として、いじめ防止標語を受けて、体育・生活委員会が主体となり、生徒指導主任とともに朝会時に「いじめ防止標語発表会」を実施し、いじめ防止のための啓発運動を実施する。
- ・児童が自主的にいじめ問題について考え、議論し、互いを認め合う活動を推進する。

○保護者への啓発

- ・PTAの各種会議や保護者会などにおいて、学校のいじめの実態やいじめ防止の取組などについて情報提供したり、家庭の協力に向けてホームページや学校だより等で啓発したりする。

○教職員の連携・資質向上

- ・日頃から情報交換・意思疎通を心がけ、さまざまな問題に対応できる協力共働体制を構築するとともに、いじめ防止に関する研修会を開催し、児童生徒理解やいじめ対応に関する資質向上に努める。

○学校生活の点検

- ・学期ごとに、いじめ防止の観点で教職員による点検を行う。

（２）いじめの早期発見の取組

○いじめアンケートの実施

- ・いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなる状況を意図的・計画的につくるために、いじめアンケートを年３回実施する。
（６月・１１月・２月）
- ・いじめアンケートの記録及び調査用紙等については、原則として３年間保存する。

○教育相談の充実

- ・児童との会話や保健室の様子等、学校生活の中で気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談週間を年3回程度設けて、児童を対象とした教育相談を実施する。
(6月・11月・(2月))
- ・いじめは遊びやふざけあいを装って行われることも多いことを踏まえ、ささいな兆候であっても、「いじめではないか」との疑いをもち、積極的に認知する。
- ・児童からの相談に対しては、「本人の訴え」を真摯に受け止め、迅速かつ組織的に対応する。

○外部相談窓口の紹介

- ・児童に外部相談機関を紹介し、学校や保護者に相談できない場合への相談窓口を紹介する。

○カウンセリングマインドの向上

- ・教職員にさまざまなスキルや指導方法を身に付けさせ、いじめの認知能力を高めるために現職教育やいじめ・不登校対策委員会等で専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)を講師とする研修を実施する。

○保護者との連携

- ・保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築く。

(3) いじめに対する措置

○組織対応

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・いじめに係る情報については、速やかに組織へ報告し、教職員間で情報共有を行う。

○事実確認・情報共有

- ・「いじめ・問題行動の記録」を用いて、「いつ、どこで、誰が、何をした(された)、指導の有無」について事実確認をし情報を共有する。
- ・いじめに係る情報、対応経過、指導内容、保護者連絡等については、組織として記録し、継続的に管理する。

○市教育委員会との連携

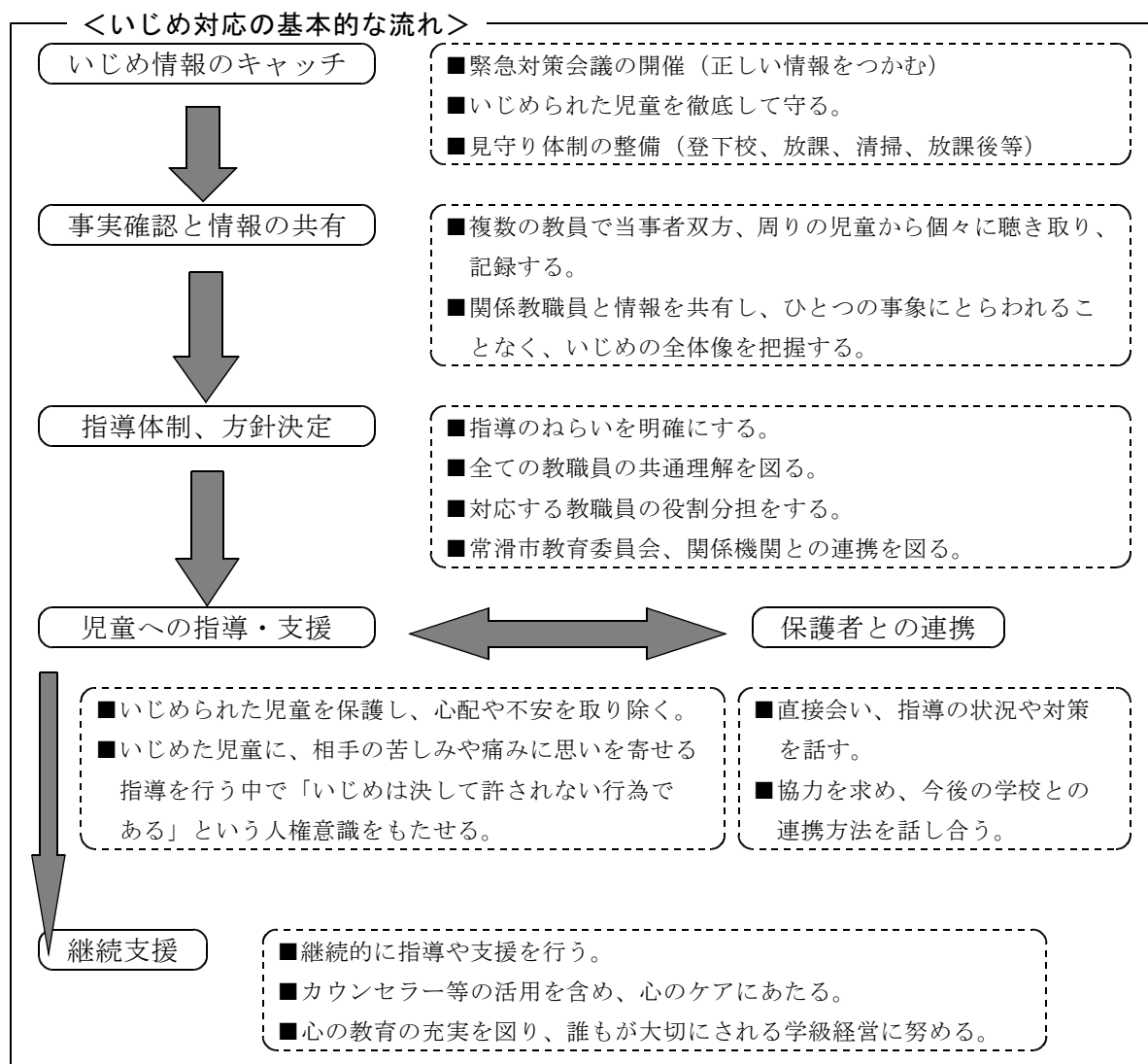
- ・市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。

○関係機関との連携

- ・全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、市役所子育て支援課、児童・障害者相談センター等の関係機関との連携の下で取り組む。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局とも連携して行う。

○児童への指導・支援

- ・被害児童を徹底して守り通し、安全・安心を確保することを最優先として対応する。
- ・被害児童が安心して教育を受けられるよう、保健室などの別室等で学習できる体制を整備する等の必要な措置をとる。
- ・加害児童には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。



（４）いじめ重大事態に対する平時からの備え

- 学校の全ての教職員は、法、基本方針、ガイドライン及び生徒指導提要进行を理解し、学校いじめ防止基本方針を効果的に運用し、いじめの積極的認知、早期発見・早期対応を徹底する。
- 法が定めるいじめの重大事態は、重大な被害の「疑い」の段階から取り扱い、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応ができるように平時から備えておく。また、学校のいじめ対策組織については、各教職員が適切に役割分担を行い、実効的な役割を果たせるようにするとともに、市教育委員会や関係諸機関と連携体制を構築する。
- 重大事態の考え方や、警察との連携などについて入学時や各年度の開始時に保護者等にあらかじめ説明したり、ホームページに掲載したりするなどし、重大事態発生時の対応について周知を行う。

4 重大事態への対応

（１）重大事態の意味

- 重大事態は、重大な被害が生じた「疑い」の段階から対応する。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じ

た疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自殺を企図した場合 ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 等

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・年間30日が目安。

・連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

○ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。（法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行う。）

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

（２）重大事態調査の目的

この調査は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査であり、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために行う。そのため、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではない。

（３）調査主体・組織について

重大事態の調査は、市教育委員会が主体となつて行う場合と学校が主体となつて行う場合があり、調査を行う主体やどのような調査組織とするかについては、対象事案に応じて市教育委員会が判断する。なお、学校が主体となつて調査を行った場合でも、その後、市教育委員会が必要と認めるときは、専門委員会で調査を行う。

いじめ重大事態の調査組織には、大きく分けて「学校が主体となる調査組織」と「市教育委員会が主体となる調査組織」の２種類がある。

A 学校が主体となる調査組織

○学校いじめ対策組織方式

各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員に加え、必要に応じて弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家が参加する調査組織。公平性と中立性を確保するため、第三者性が確保された組織となるよう努める。

○第三者委員会方式

全ての調査委員が第三者で構成される調査組織。事務局機能は、重大事態に直接関係のない学校内の職員が担当する。

B 市教育委員会が主体となる調査組織

○教育委員会等方式

教育委員会の指導主事など学校設置者の職員に加え、必要に応じて弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家が参加する調査組織。公平性と中立性を確保するため、第三者性が確保された組織となるよう努める。

○第三者委員会方式

全ての調査委員が第三者で構成される組織。教育委員会に設置される附属機関で実施することも考えられる。事務局機能は学校設置者の担当部局が行う。

また、専門的な見地からの詳細な事実関係の確認や、調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い以下の事案では、対象児童や保護者が望まない場合を除き、第三者を加えて調査する。

- 対象児童が死亡しており、自殺または自殺が疑われる重大事態
- 対象児童と関係児童の間に被害と加害が錯綜しているなど、事案が複雑で詳細な事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど、学校と関係する児童の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態
- 学校主体の調査で十分な結果が得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、市教育委員会が主体となって調査を行う。

（４）事実関係を明確にするための調査について

重大事態に至る要因となったいじめ行為が「いつ（いつ頃から）」「誰から行われ」「どのような態様であったか」、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題、学校・教職員の対応などの詳細な事実関係を調査する。

調査例としては、学校の組織体制や委員会の議事録、これまでの対応記録、過去の教育相談アンケートや面談記録、教職員への聞き取り、関係児童・保護者からの聞き取りやアンケート調査、学校以外の関係機関への聞き取りなどがある。

- 市教育委員会や学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供し、主体的に再発防止に取り組む。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等の調査は、警察へ援助を求め、連携して対応する。

A 対象児童からの聞き取りが可能な場合

- 対象児童から十分に聞き取り調査を行う。
- 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。その際、対象児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先して調査を実施する。
- 調査による事実関係を確認する。
- いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- 対象児童に対して、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援などを行う。
- これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして対応にあたることとする。

B 対象児童からの聞き取りが不可能な場合

- 対象児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議する。
- 協議に基づいた調査を実施する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などが考えられる。

（５）重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を常滑市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 常滑市教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、調査組織を設置する。
- ③ 対象児童・保護者へ事前説明をする。
(調査の目的、調査方法、調査組織、調査期間等について説明する。)

- ④ 関係児童・保護者へ説明等をする。
(公平・中立な調査であること、調査結果の提供等について説明する。)
- ⑤ 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑥ 対象児童・保護者と関係児童・保護者に対し、調査結果を提供する。
(詳細な事実関係と検討した実効的な再発防止策の説明する。)
(個人情報やプライバシー保護に十分配慮する。)
- ⑦ 調査結果を常滑市教育委員会へ報告する。(市教育委員会から市長へ報告)
- (⑧市長が再調査が必要であると判断した場合、調査委員による再調査を実施する。)
- ⑨ 再発防止策の実施

5 警察等関係諸機関との連携

- いじめの防止や早期発見、対応において必要があれば、警察、児童・障害者相談センター等の関係機関との連携の下で取り組む。
- ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局等とも連携して行う。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- 学校いじめ防止基本方針については、入学時及び各年度の開始時に児童・保護者へ説明するとともに、学校ホームページ等で公開する。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施(1月)し、いじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- 「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページに掲載する。
- いじめ防止に関する校内研修会を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- 情報発信にあたっては、個人のプライバシー保護に十分配慮する。